

議案第 59 号

地方自治法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

標記について次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 28 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

地方自治法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(筑西市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 筑西市監査委員条例（平成 17 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「法第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「法第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

(筑西市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 筑西市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」に、「同法第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「同法第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 173 条第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。

(筑西市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 筑西市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 176 号）の一部を次のように

改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(筑西市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 筑西市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(筑西市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 筑西市農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和元年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。